

そこが知りたい！

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： タックスヘイブン対策税制の改正と地域統括会社

平成 22 年度税制改正においては、内国法人等に係る特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン対策税制）について、大幅な見直しが行われました。本年度の改正は、国外進出企業の事業形態の変化や諸外国の法人税等負担水準の動向に対応し、国際的租税回避行為をよりの確に防止する観点から行われたとされています（平 22 税制改正大綱）。特に、地域統括会社にとっては注目すべき改正となっています。

### 地域統括会社とは

事業の海外展開が進むと、グローバル経営の効率化やアジア・ヨーロッパ等の地域ごとの業務統合を図るために、地域統括会社を設立し、本社権限の一部を移譲することがあります。このようにすることにより、その地域の実情にあった意思決定をタイムリーに行うことが可能になります。通常、地域統括会社は、その傘下の事業会社の統括機能を担保するために、持株会社機能を併せ持つことが多いのが特徴です。地域統括会社の所在国におけるインフラ、金融制度、税制等を考慮して、香港、シンガポール、上海、オランダ、イギリス、ドイツ、ベルギー、米国デラウェア州等に設立されるのが一般的です。これらの国（州）はもともと低税率で、地域統括会社に対して税制上の優遇措置を与えていることが多く、地域統括会社の実行税率は低くなるのが一般的です。

### 平成 17 年人件費控除導入の目的

特定外国子会社等が事業基準、実体基準、管理支配基準、非関連者基準又は所在地国基準のすべての要件を満たす場合には、タックスヘイブン対策税制における合算課税の適用から除外されます。これらの適用除外基準を満たすことは、その会社が独立企業としての実態を備え、所在地国において事業活動を行うことにつき十分な経済的合理性があることを意味します。事業基準とは、事業目的が株式等もしくは債券の保有、無形資産の提供または航空機もしくは船舶の貸付ではないことであり、持株会社機能を有する地域統括会社は、この基準を満たさないことになってしまいます。

しかし、地域統括会社の活動は、当税制により阻害される可能性があるとの見方から、平成 17 年の改正において、事業基準、実体基準、管理支配基準のみを満たす場合には、地域統括活動にかかる人件費の 10% を適用対象留保所得の計算から控除することとしました（旧措法 66 の 6③）。これは、地域統括会社に対して一定の経済的合理性を認め、人件費の 10% 程度と想定される統括業務の利益は合算対象所得に含めないこととしたものです。しかし、賃料、旅費等の統括機能にかかる経費が存在することを考えると人件費の 10% は十分でない可能性がありました。

### 平成 22 年度税制改正のインパクト

今回の改正では、持株会社機能を有する地域統括会社は、一定の条件を満たせば、事業基準を満たさないとする「株式保有業」に該当しないこととなったことに伴い（新措置法 66 の 6③）、人件費の 10% 相当額を控除する措置は廃止となりました。一定の条件とは、（1）統括会社の傘下の会社の発行済株式総数または金額の 25%、または議決権の 25% を所有していること、及び、（2）本店所在地国に統括業務に従事する人員を有することであり、この条件を満たす会社を「統括会社」と定義しています（新措令 39 の 17①③）。

上記に加えて、非関連者基準の判定において、卸売業を主たる事業とする統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しないこととされました（新措令 39 の 17⑧⑩）。これにより、物流統括会社が、非関連者基準を満たすケースが増える可能性があります。これらの改正により地域統括会社の利用に対する税制上の制限はかなり緩和されました。

### お見逃しなく！

- 株式保有業となる統括業務を行う持株会社が事業基準をクリアした場合には、その他の事業に分類されるので「非関連者基準」ではなく「所在地国基準」が適用されます。
- 非関連者基準の判定における改正は、関連者取引としない統括会社の主たる業種を卸売業のみに限定しています。